



うちなー健康経営宣言

第 1334 号

令和 5 年 1 月 26 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

企業は、売上高・原価・経費・利益で、これらを活性化するのは人の健康です。
(作兵義。作事時。使人恵。司馬法。)

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
5. インフルエンザ予防接種の実施

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。